

第 2 4 7 回
福岡県都市計画審議会会議録

令和 7 年 7 月 8 日

福岡県中小企業振興センター 4階401会議室

午後 1 時 27 分 開会

(龍田都市計画課長補佐) それでは、定刻よりも若干早うございますが、本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の龍田と申します。

本日、18名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

資料の確認に入ります前に、前回の審議会以降、委員 1 名に交代がありましたので御紹介いたします。学識経験のある 1 号委員の方です。福岡大学法学部教授の菅原和行様に御就任いただきました。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

資料は全部で10点ございます。まず、本日の配席図、委員名簿、次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。1 点目は、福岡県都市計画基本方針策定に関する調査検討について（報告）、A 4 判のものでございます。裏面に専門委員会の委員名簿がございます。2 点目は、福岡県都市計画基本方針の今後の推進に関する専門委員会からの助言、右肩に（参考）とある、こちらも A 4 判 1 枚でございます。3 点目は、福岡県都市計画審議会会長から県知事宛ての答申のかがみ（案）A 4 判 1 枚でございます。4 点目は、福岡県都市計画基本方針の概要、カラー A 3 判 2 枚でございます。5 点目は、福岡県都市計画基本方針答申案の冊子でございます。6 点目は、福岡県都市計画基本方針の策定について、前回の第246回都市計画審議会にて福岡県知事から審議会宛てに諮問された際のかがみでございます。最後に、当審議会の参考資料としまして条例・規則等でございます。

以上、次第等を含めまして全部で10点でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第 4 条第 1 項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますが、会長不在のため会長職務代理の吉武様をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(吉武会長代理) それでは、定足数に達しておりますので、第247回福岡県都市計画審議会を開会したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い正面に向かって右側から委員番号順とさせていただきますので、御了承願います。番号につきましては配付資料の審議会名

簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたしますので、御自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

本審議会は公開となっております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示してあります福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

本日、審議について報道していただけるとのことで、報道機関の方が取材にお見えになっております。撮影の時間をしばらく取りたいと思いますけどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(吉武会長代理) じゃあお願いします。

〔 撮 影 〕

(吉武会長代理) では、これから先についてはカメラ撮影等を一切お断りしております。

議事に入ります前に、現在、先ほど御説明ありましたが本審議会の会長が空席となっておりますことから、御出席の全委員の互選により新会長の選出を行います。本審議会の会長につきましては、お手元に配付させていただいております審議会条例第4条第1項にありますように、学識経験を有する者のうちから委員の選挙によってこれを定めるとされておりますが、選挙の方法については特に定めがありません。つきましては、前回にいらいまして委員の皆様の御推薦を得た上で選出したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(吉武会長代理) 御異議がないようですので、そのように進めさせていただきたいと思います。

早速ですけども、どなたか御推薦を願えますでしょうか。

(廣瀬委員) 1号委員、6番の九経連の廣瀬でございます。

御提案申し上げます。従来から第1号委員の法律の専門家の方に会長をお願いしているようでございますので、今回も菅原委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(吉武会長代理) ただいま御推薦をいただきましたが、ほかに御推薦ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(吉武会長代理) それでは、ほかに御推薦がないようでございますので、廣瀬委員から御推薦がありました菅原委員に会長に御就任いただきたいと思います。御異議がなければ拍手をもって選任としたいと思います。

(拍手)

(吉武会長代理) ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきまして、菅原会長、よろしくお願いいたします。

(菅原会長) 改めまして、ただいま会長に御選任いただきました菅原でございます。会長として審議会の円滑な運営に努力してまいりたいと存じますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

答申事項といたしまして、福岡県都市計画基本方針の策定について審議いたします。本件については前回3月18日開催の第246回福岡県都市計画審議会にて諮問がなされておりました、福岡県都市計画審議会持続可能な都市づくり専門委員会で調査検討を行うことになっておりました。本日は専門委員会の坂井猛委員長に御出席いただいております。坂井委員長から専門委員会での調査検討結果について御報告いただきますようお願いいたします。

(坂井委員長) 持続可能な都市づくり専門委員会の委員長を務めております坂井でございます。

それでは、A4判の福岡県都市計画基本方針策定に関する調査検討について報告書を御覧ください。

私から福岡県都市計画基本方針策定に関する調査検討について御報告させていただきます。

福岡県都市計画基本方針について、5月29日に専門委員会を開催し、調査検討を実施した結果、策定案につきましては異存ない旨を報告いたします。都市計画基本方針の策定に向けて今後適切に手続を進めていただければと存じます。

報告は以上ですが、この都市計画基本方針に記載されている内容を具体的に展開していただくに当たって委員会から幾つか助言がございましたので紹介させていただきます。

「参考」と書いた2枚目のページを読み上げさせていただきます。

現行の基本方針は集約型の都市づくりの方針を掲げ、国の動きを先導するようなかたちで取組がなされてきました。新しい基本方針のもとでもこれまでの集約型の都市づくりを

一層進めていただきたいということです。これを進めるに当たり、まちなかの再生を図るための県や市町村の職員数には限りがあります。行政だけで行えるものではないことから、まちなかの再生に関わるプレイヤーの発掘、人材の育成が重要です。地域の学生など若い人々に積極的に検討の場に参加してもらうこと、大学等の教育機関には若手研究者がたくさんいますのでこれを活用していただくことも効果的であろうと考えられます。

あと、子ども、子育て世帯、高齢者、障がい者、外国人などを含めてあらゆる人々がいきいきと暮らせるまちづくりの観点をもって取り組んでいただきたいということでございます。

都市計画に関するデータのオープン化に際して、単にデータを公開するだけではなく、利用者がデータを加工したり組み合わせたりすることで新たなものを生み出すことができるように、二次利用可能な形式で公開を検討いただければということでございます。

今後、この都市計画基本方針に基づいて各種の都市計画行政を進める際には、このような観点を考慮していただくことでより効果的な都市計画が実施できると考え、紹介させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

(菅原会長) 坂井委員長、ありがとうございました。

続いて専門委員会からのただいまの御報告を受けまして、県都市計画課長から改めて福岡県都市計画基本方針について御説明をお願いいたします。

(西都市計画課長) 都市計画課長の西でございます。

専門委員会の坂井委員長から調査検討の結果について御報告をいただきました。ありがとうございました。また専門委員会からの御助言につきましては、今後福岡県都市計画基本方針を推進するに当たり、いずれも重要な観点であると考えております。それらに留意しながら取り組んでまいる所存でございます。

それでは、前回の都市計画審議会でご意見をいただきました点も含めまして、改めて福岡県都市計画基本方針について御説明いたします。お手元の資料のカラーA3判の都市計画基本方針の概要を御覧ください。前方のスクリーンにも映し出しております。

基本方針の概要の1ページ目をお願いいたします。前回の審議会でご内容については御説明をしておりますので、本日は詳細を割愛させていただきます。全体の構成と変更箇所について御説明いたします。

構成につきましては、初めに、策定の趣旨、策定の背景、基本方針の位置づけと役割、

目標年次を記載し、第1章では都市の現状と課題としまして12の課題を整理しております。

次に、右側でございます。第2章、目指すべき都市像としまして、都市づくりの目標、本県が目指すべき集約型の都市構造について記載しております。

2ページ目をお願いいたします。第3章、都市づくりの戦略としまして、目指すべき都市像の実現に向けた8の戦略と27の取組方針を記載してございます。この第3章において一部変更した箇所がございますので御報告させていただきます。

戦略の6は、以前の案では「個性と魅力あふれる地域づくり」としておりましたが、戦略3の「魅力あふれるまちなかの創出と再生」と「魅力あふれる」という語句の重複が見られたため、戦略間の違いを明確にするため、資料のとおり「美しく個性豊かな地域づくり」と戦略6を変更しております。

簡単ではございますが、概要については以上でございます。

続きまして、前回の3月の審議会で主に3点いただきました御意見に関する箇所について、お手元のA4冊子「福岡県都市計画基本方針（答申案）」の分厚いものでございますが、記載をさせていただきましたので御説明いたしたいと思っております。

まず1点目でございます。前回の審議会で1点目としまして平成筑豊鉄道に関して、今後、法定協議会で方針をまとめていくことになっている状況を踏まえて、この基本方針では地域公共交通についてどのように考えているのかという御意見をいただきました。

この点につきまして、お手元の基本方針の71ページを御覧ください。

71ページでございます。都市づくりの戦略1、「拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの推進」の取組方針02、「生活の質を高める公共交通軸を設定する」におきまして、鉄軌道等の特に質が高いものを基幹公共交通軸として設定し、人口減少下においても多様な交通手段の確保を図ることとして記載しております。また、その下の取組②「公共交通軸における公共交通サービスの維持・強化」を記載しており、都市づくりを考える上でしっかりと公共交通についても併せて考えていくことにしております。

続きまして82ページをよろしく申し上げます。

82ページでございます。戦略2の「人、モノ、情報の自由な交流の創出」の取組方針08「だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する」におきまして、地域公共交通をしっかりと維持・確保していくという取組を記載しております。また、御意見いただきました平成筑豊鉄道につきましては、この基本方針の下で改定を予定しております筑豊都市圏

都市計画区域マスタープランにおきましても、平成筑豊鉄道が担っております公共交通としての機能の維持・確保に努めることを具体的に盛り込むように予定しているところでございます。

続きまして、2点目としまして災害に強いまちづくりの観点から防災関係を含め、都市計画以外の分野についても考慮しているのか、また想定外の災害など、本方針を変更しなければならないような事象が起きた場合にはどのようにするのかという御意見をいただいております。

この点につきましては、91ページを御覧ください。

91ページでございます。都市づくりの戦略4「災害に強く環境にやさしい都市の構築」という項目におきまして、取組方針13「災害に強い都市をつくる」、取組①「総合的な防災・減災対策の推進」、1枚めくっていただきまして取組②「災害の危険性が高い区域における土地利用規制」、取組③「密集市街地の再整備」というかたちで取組方針13に書かせていただいております。

93ページでございます。次のページ、取組方針14「一人ひとりが災害に備える」というところにおきましても、取組①「災害に関する情報発信」、取組②「迅速な復旧・復興に向けた事前準備」、取組③「災害時の支援体制の構築」というところで具体的な災害に対する取組を記載しているところでございます。

これらの記載に当たりましては、防災関係部局を含め庁内の関係します各課とも慎重に適宜調整しながら進めてまいったところでございます。また、本方針は令和8年度からおおむね20年後の都市の姿を展望して定めるもので、おおむね10年程度で見直すことにしておりますが、御意見のように本方針を見直さなければならないような災害など大きな社会情勢の変化が生じた場合には適宜見直しを行っていく所存でございます。

最後に3点目としまして、地域公共交通機関の事業者が撤退を余儀なくされているケースが出ている状況を踏まえ、どこに住もうと快適で文化的な暮らしを持続する権利を守っていくことを前提に基本方針をしっかりと立てていただきたいという御意見をいただいております。

この点につきましては、まず82ページをよろしく申し上げます。

82ページでございます。先ほども御紹介しましたページではございますが、「だれもが移動できる地域公共交通を維持・確保する」という取組方針08におきまして、公共交通を取り巻く環境が厳しくなっている状況の中、誰もが気軽に外出できる環境を確保するた

め、地域ニーズに応じた多様な手段による地域公共交通の導入やデジタル活用によるサービスの効率化を図り、生活の移動手段として不可欠な地域公共交通を維持していくことを記載しております。

最後になりますが、119ページを御覧ください。

都市づくりの戦略8「共に学び共に創るこれからのまちづくり」の取組方針25「多様な主体の参画によるまちづくりを实践する」でございます。

次のページの120ページの中段、取組③「住民参加・住民主体のまちづくり」の黒丸の二つ目でございます。「公園の管理や地域公共交通の運行など、地域住民や団体等による維持管理を促進します」と記載しております。この記載のイメージとしましては、例えば、地元住民や学生で組織されております住民協議会による利用者が減少している鉄道の活性化に資する取組として、前方の画面に出しておりますのは西鉄の甘木線ですが、学生が一緒になって活性化を促す取組を行ったり、地域ボランティアが運転するコミュニティバスの運行など、地域と一体となった地域公共交通の確保に向けた取組を促進していくという意味で記載をさせていただいております。これは大野城市のコミュニティバスの運行状況の写真でございます。

このように地域の皆さんも含めまして産学官民が連携した共創のまちづくりを行って、地域公共交通をしっかりと確保していきたいという取組を戦略8に記載させていただいております。

前回からの御指摘を記載した点を中心に福岡県都市計画基本方針について、簡単ではございますが説明させていただきました。私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(菅原会長) 御説明ありがとうございました。

では、ただいまの説明を踏まえて委員の方々から御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

(菅原会長) 御異議がないようでしたら、本答申案を県知事に対する当審議会からの答申にするということで全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(菅原会長) それでは、御承認いただきましたので、知事に答申差し上げることにいたします。答申の様式につきましては、お手元資料のA4判答申かがみ(案)のとおりといたし

ます。

どうもありがとうございました。皆様に精力的な御審議をいただきまして無事に審議を終えることができました。厚くお礼申し上げます。坂井委員長をはじめ専門委員会の委員の方々には、答申案を御検討いただきありがとうございました。

ここで、運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。

議事録の署名は、柳委員と廣瀬委員をお願いいたします。

なお、次回審議会については後日事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては次回につきましてもぜひ御出席いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきどうもありがとうございました。

午後1時54分 閉会